

■設備・什器等保険金額の決め方(契約タイプの選択)

ご契約にあたっては、設備・什器等保険金額に応じて、契約タイプをご選択いただきます。

設備・什器等保険におましましては、設備・什器等保険金額が保障の上限となり、設備・什器等保険金額が実際に存在する設備・什器等の価額に不足していると、万一の場合に十分な保障が受けられない可能性があります。また、損害の額を超えては保険金をお支払いできませんので、実際に存在する設備・什器等の価額を超えて設備・什器等保険金額をお決めいただいても無駄となります。このため、設備・什器等の再取得価額に基づいてお決めください。

設備・什器等の再取得価額は、テナント内に所在する設備・什器等の実態を調査のうえ、お見積りください。

*注…「再取得価額」とは、保険の対象である設備・什器等と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいい、万一の事故の場合の損害額を算出する基準となります。

実際のご契約にあたっては、300万円から500万円の間で設備・什器等保険金額をお決めていただき(100万円単位)、これに合った契約タイプを選択してください。

■保険金をお支払いできない主な損害

詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

この保険で保険金をお支払いできない主な損害は次のとおりです。

各保障条項共通

- 保険契約または被保険者の故意によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害

設備・什器等保障条項

- 保険契約または被保険者の重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 設備・什器等が屋外にある間に生じた事故による損害
- 設備・什器等(修理費用保険金については借用施設とします。)の欠陥によって生じた損害
- 設備・什器等に対する加工、修理または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた破損・汚損等の損害
- 設備・什器等に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ等のその他単なる外観上の破損・汚損等の損害であって機能に支障がない破損・汚損等の損害
- 電球、プラウン管等の管球類、液晶ディスプレイ、スマートディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた破損・汚損等の損害
- 置忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた破損・汚損等の損害
- 設備・什器等の自然の消耗または性質によるさび、かびまたはその変質、欠陥によってその部分に生じた破損・汚損等の損害
- 被保険者が借用施設を貸主に明け渡す際の原状回復に必要な修理費用
- 被保険者が借用施設を貸主に明け渡した後に発見された損壊に対する修理費用

■ご契約に関してご注意いただきたいこと

詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

被保険者について

保険契約締結に際しては、実際に借用施設で業務を行う事業者の方1名をご指定ください。

保障の対象となる設備・什器等

保険の対象となる「設備・什器等」とは、業務用の設備、装置、機械、器具、工具、什器、備品をいい、借用施設に設置した電気、ガス、衛生、消火、冷房、暖房等の設備、臺、建具、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物を含みます。

借用施設またはこれに付属する物置、車庫その他の付属建物内に収容される設備・什器等が損害を受けた場合、設備・什器等保険金をお支払いいたしますが、次の物は、保障の対象となりません。

- ①生活の目的のみに使用される動産 ②船舶、航空機、自動車、自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車 ③現金、預貯金証書^(注)、クレジットカード、プリペードカード、ロングカード、小切手、有価証券、印紙、切手、乗車券、定期券、商品券、チケットその他のこれらに類するもの(業務用の現金および預貯金証書は、盗難による損害が発生した場合には、保障いたしません) ④貴金属・宝石・美術品等で1個または1組の再取得価額が30万円を超えるもの(これらのうち業務用のものに盗難による損害が発生した場合には、保障いたします) ⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ⑥データ、カード、ディスク、ドライブ等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準する物 ⑦動物および植物 ⑧看板、自動販売機等の屋外に設置された物 ⑨商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材その他これらに類する物 (注)キャッシュカードを含みます。

この保険の「引受範囲」

①弊社は、保険業法に規定する少額短期保険業者として、1被保険者あたりお引受けできる保険金額に制限があります。このため、移転に際しての一時的な場合等を除いて同一の被保険者について、2件以上の保険契約をお引き受けすることができません。

②この保険で引受けの対象となる借用施設は、次の用途および専有面積の条件を満たす賃貸借契約の対象となっている建物または建物の一部に限ります。

用途 次の引受対象用途に該当し、かつ、引受対象外用途に該当しないこと

◆引受対象用途

事務所	業種を問わず、事務のみの用途に使用される施設
	・小売店 ^(注) (無人店舗を除きます)
	・サービス業でのいすゞの業務を行う施設
	①物品販賣業 ②冠婚葬祭業 ③技術サービス業(写真業等) ④配達飲食サービス(ケータリング等) ⑤クリーニング取次業 ⑥衣服裁縫修繕業 ⑦学習塾・教養技能講習所 ^(注) ⑧医療業 ⑨ブレイガイド・場外発売所 ⑩ペット関連サービス業 ^(注) ⑪易断・占い
	(注1) 店舗内で販売される物のみの加工が伴う場合も引受対象です。 (例)和菓子店、パン屋、印草案店、席のないこ焼屋、タバコ屋、焼き鳥屋等) (注2) スポーツ教習施設を除きます(空手道場、柔道場、体操教室等) (注3) 動物訓練所を除きます。

◆引受対象外用途
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」の用途
(例)ソーパーランド、ラブホテル、アダルトショッピング、派遣型ファッションヘルス、アダルトビデオ通信販売、アダルトサイト運営、テレフォングラフ等

※「料理・飲食店」および「理容・美容業の店舗」は、2015年12月20日以前に締結した保険契約の更新等の場合を除いて、「引受対象用途」とはなりません。

面積 専有面積が330m²以下

(注)「専有面積」とは、入居テナントが専用使用権を有する建物内の部分の面積をいいます。

共同保険について

この保険は、東京海上ミレア少額短期保険株式会社および東京海上ウエスト少額短期保険株式会社の共同保険としてのお引受けまたは各社単独でお引受けを行います。引受保険会社につきましては保険証券等の記載でご確認ください。なお、共同保険の場合の引受割合は、東京海上ミレア少額短期保険株式会社、東京海上ウエスト少額短期保険株式会社ともに50%ずつです。両社は、連帯することなく、単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の代理・代行を行います。

東京海上ミレア少額短期

東京海上ウエスト少額短期 がお届けする

テナント 事務所 小売店舗 の方専用保険

賃貸施設を取り巻く様々な危険に対処できる

テナント保険



テナントの皆様に
安心をお届けします

マモッティ

2018年4月版

- このパンフレットは、「テナント保険」の概要を紹介したものです。保険契約の手続き、保険金のお支払い手続き、その他の詳しい内容は、弊社または取扱代理店へご照会ください。
- ご契約に際しましては、必ず、「重要事項説明書」をご一読ください。「ご契約のしおり(約款)」を用意しておりますので、必要に応じて取扱代理店にご請求ください。ご不明な点がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。
- 保険期間は、1年または2年です。ご希望の保険期間に応じて契約タイプをご選択ください。
- 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、保険契約の管理業務等の代理業務を行っています。従いまして、取扱代理店との間で有効に成立した保険契約は、弊社と直接締結されたものとなります。
- 弊社は、東京海上グループの一員であり、少額短期保険業者です。

お問い合わせ先(取扱代理店)



TOKIO MARINE GROUP
To Be a Good Company

東京海上ミレア少額短期保険株式会社
横浜市西区みなとみらい2-2-1
横浜ランドマークタワー35F 〒220-8135
<http://www.tmssi.co.jp>

東京海上ウエスト少額短期保険株式会社

大阪市淀川区宮原4-1-9

新大阪フロントビル11F 〒532-0003

<http://www.twssi.co.jp>

(引受保険会社および共同保険の幹事保険会社につきましては保険証券等の記載でご確認ください)

B202(5)

東京海上ミレア少額短期
<http://www.tmssi.co.jp>

東京海上ウエスト少額短期
<http://www.twssi.co.jp>

もし事故にあわれたら…

事故受付センター

0120-811-333

0120-018-505

お引越しをされたら…

お客様コールセンター

0120-670-055

0120-004-593

※弊社ホームページでも各種お手続きをご案内しております。

受付時間／24時間・365日

・受付後は、以下の営業時間で事故の対応をさせていただきます。

営業時間／平日 9:30～17:00

・土日・祝日・休日および12月30日～1月3日はお休みとさせていただきます。

受付時間／平日 9:30～17:00

・土日・祝日・休日および12月30日～1月3日はお休みとさせていただきます。

・借用施設から移転の場合は、借用施設の変更または解約などのお手続きが必要です。解約により保険料を返還できる場合があります。

・お早めにご連絡ください。

<解約の場合の返還保険料の計算方法>

保険期間の中途において保険契約を解約(保険契約者による解除)される場合は、次の計算式により算出した返還保険料を返還いたします。(計算結果に10円未満の端数がある場合には、1円の位を四捨五入して10円単位とします。)

$$\text{返還保険料} = (\text{保険料} - 4,000\text{円}) \times \frac{\text{保険期間(月数)} - \text{保険期間開始日から解約日までの月数}}{\text{保険期間(月数)}}$$

*注1・・・契約初期費用(契約の締結などに要した費用)として、返還保険料の算出にあたり控除させていただきます。

*注2・・・「保険期間開始日から解約日までの月数」に1ヶ月未満の端日数がある場合には、切り上げて1ヶ月単位とします。例えば、6ヶ月と10日は7ヶ月に切り上げます。



テナント保険

テナントの皆様に安心をお届けします。

詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

弊社が保険を引き受けることができるテナント(借用施設)には制限があります。裏面記載の「この保険の引受範囲」をご参考ください。



1 設備・什器等保障

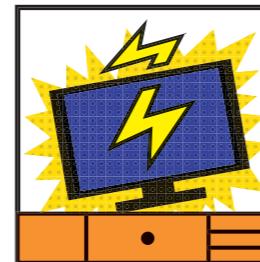
借用施設内に収容される被保険者所有の設備・什器等が、次の 1 から 10 までの事故によって損害を被った場合に、設備・什器等保険金をお支払いします。
損害額の認定は再取得価額(注)に基づいて行います。

(注)「再取得価額」とは、同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。

1 火災 失火や もらい火など



2 落雷



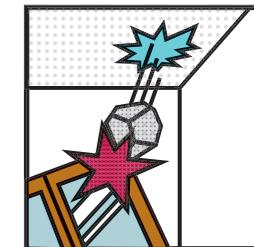
3 ガス爆発などの 破裂・爆発



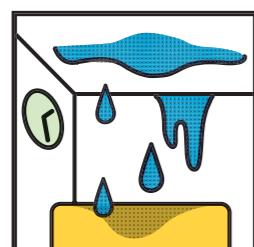
4 台風、豪雪などの 風災・雹災 ・雪災



5 建物外部からの物体の 落下・飛来・ 衝突・倒壊



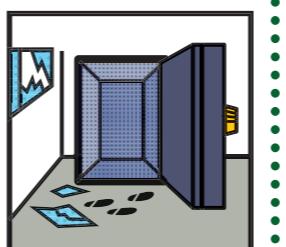
6 他人の戸室や給排水設備に 生じた事故による 水ぬれ



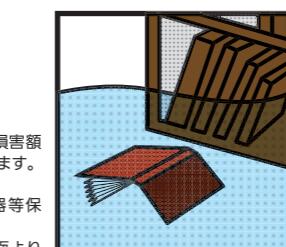
7 騒乱・ 労働争議など の際の暴力行為・破壊行為



8 盗難



9 床上漫水などによる 水災 (注)



10 ①～⑨以外の不測かつ突発的な事故による設備・什器等の 破損・汚損等



①～⑦ の事故の場合、1回の事故につき、設備・什器等保険金額を限度として損害の額を、設備・什器等保険金としてお支払いします。

損害防止費用および権利保全行使費用の負担 ①損害防除費用 火災、落雷、破裂または爆発が発生した場合に、設備・什器等の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用のうち消火薬剤等の再取得費用、消火活動に投入した器材の費用等
右記の費用についても、弊社が負担します。
②権利保全行使費用 弊社が設備・什器等保険の保険金をお支払いするのと引換えに取得する損害賠償請求権その他の債権の保全および行使ならびにそのために弊社が必要とする証拠および書類の入手のために必要な費用

2 各種費用の保障

① または ③ の事故に際し、被保険者が負担した次のような費用に対しても保険金をお支払いします。

1 に付随する費用の保障

臨時費用保険金

設備・什器等保険金をお支払いする場合、事故により臨時に必要になる費用に対して臨時費用保険金をお支払いします。

設備・什器等保険金の 30%に相当する額をお支払いします。

残存物取片づけ費用保険金

設備・什器等保険金をお支払いする場合で、損害を受けた設備・什器等の残存物の取りこわし、搬出、清掃に必要な費用に対して、残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。



残存物取片づけ費用の実費をお支払いします。ただし、1回の事故につき、設備・什器等保険金の 10%を限度とします。

失火見舞費用保険金

借用施設から発生した火災、破裂または爆発によって、他人の所有物に損害が生じた場合の見舞金等の費用に対して失火見舞費用保険金をお支払いします。

被災世帯数に 20 万円を乗じて得た額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、設備・什器等保険金額の 20%を限度とします。

修理費用保険金

次の①または②の場合において、被保険者が賃貸借契約に基づいてまたは緊急的に借用施設の修理費用を負担した場合に、修理費用保険金をお支払いします。

- ①「設備・什器等保障」の対象となる ①～⑨ の事故により、借用施設に損害が発生した場合(100万円限度)
②借用施設専用水道管に生じた凍結による損害(10 万円限度)

被保険者が負担した損害発生直前の状態に復旧するために要した修理費用の額を、1回の事故につき、(上記①②の各場合に記載した額を限度とします。)修理費用保険金としてお支払いします。

※柱、はり等の建物主要構造部や共同利用部分、屋外設備・装置などに生じた損害の修理費用は保障の対象になりません。



3 に付随する費用の保障

賠償責任保障

テナントオーナーに対する賠償責任を保障 (借家人賠償責任保障)

次の①～③の事故により、借用施設を損壊させ、被保険者が貸主(転貸人を含みます。)に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合の被保険者の損害に対して、借家人賠償責任保険金をお支払いします。

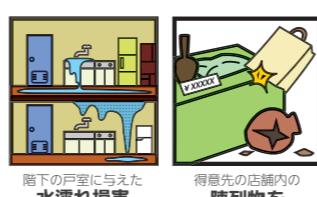
- ①火災
②破裂・爆発
③給排水設備の使用または管理に起因する水漏れ



他人に対する賠償責任を保障 (施設賠償責任保障)

日本国内で次の事故によって、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担した場合の被保険者の損害に対して、施設賠償責任保険金をお支払いします。

- ①借用施設の使用または管理に起因する事故
②借用施設において行う被保険者の仕事の遂行に起因する事故



保険金をお支払いする損害は、次の損害賠償金および費用です。
賠償責任保険金額は、借家人賠償責任保険および施設賠償責任保険に共通の1事故における保険金支払いの上限額です。

- 保険金の支払対象**
①法律上の損害賠償金
②②に記載の賠償責任保障で保障する各種費用

賠償事故にかかる示談交渉は、必ず、弊社と相談いただきながら進めてください。この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者と示談交渉を行う「示談交渉サービス」は行いません。

3 に付随する費用の保障

賠償責任保障においては、 次の費用も保障の対象としています。

- ①被保険者が弊社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲介、和解もしくは調停に必要とした費用
②被保険者が弊社の承認を得て支出した示談交渉に必要とした費用
③被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために必要とした費用
④被保険者が弊社による損害賠償請求の解決に協力するために必要とした費用
⑤損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときの、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護の他の緊急措置のため必要とした費用およびあらかじめ弊社の書面による同意を得て支出した費用(注)
(注)施設賠償責任保険金にかかる事故の場合に限ります。